

一般財団法人 静岡県サッカー協会中西部支部 慶弔規定

平成4年3月4日制定

平成14年4月12日改正

(目的)

第1条 一般財団法人静岡県サッカー協会中西部支部（以下「支部」という。）は、支部役員及び登録チーム等に慶弔、疾病、不慮の災害等があった場合は、この規定により慶弔費を支給する。

(金額及び方法)

第2条

- 1 支部に登録されたチームが全国大会等に出場する場合は祝金を贈る。
- 2 慶弔費の支給基準は次のとおりとする。
 - (1) 支部顧問、参与が死亡した場合は、香料として10,000円を贈る。
 - (2) 支部常任理事が死亡した場合は、香料として20,000円を贈る。
 - (3) 支部理事が死亡した場合は、香料として10,000円を贈る。
 - (4) 支部常任理事並びに理事の配偶者、子及び父母が死亡した場合は、香料として5,000円を贈る。
 - (5) 前各号に該当する場合は、併せて弔電を送る。
 - (6) 支部常任理事並びに理事が病気のため、引き続き2週間以上入院した場合は、見舞金として5,000円を贈る。
 - (7) 不慮の災害にあった支部役員に対しては、その災厄の状況を考慮して見舞いの方法、見舞金の額を常任理事会等において協議する。
- 3 第2条に規定する以外の場合については、その都度常任理事会等の決定により支給することができる。

(附則)

- 1 この規定は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この規定は、平成9年4月1日から施行する。
- 3 この規定は、平成14年4月1日から施行する。